令和元年（2019年）12月
広 報やわた
国 保 特 集

※「老人世帯」とは，同居する家族が満18歳未満や満60歳以上のみで構成されている世帯，もしくは世帯に
重•中度の障がいを有のる人を含んたせ带
②記の額は，平成30年中の所得から本人控除（障害者控除）や社会保険料控除を差し引いた額です。

| （0） |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | ， |  |
|  |  |  |
|  | － 50 ritu |  |
|  |  |  |
| 誏消 |  |  |
|  |  |  |
|  | 时5，运 |  |

## 自己負担限度額

|  |  | 区 分 | 3 回目まて |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 上位 <br> 所得者 <br> （※1） | 基礎控除後の総所得（※2） 901万円超 | $\begin{aligned} & \text { 252,600円+ } \\ & \binom{\text { 医療跣の䋉一額一 }}{82,000 円} \times 1 \% \end{aligned}$ | 140，100円 |
|  |  | 基礎控除後の総所得 600万円超～901万円以下 |  | 93，000円 |
|  | 一般 | 基礎控除後の総所得 210万円超～600万円以下 | $\begin{gathered} 80,100 \text { 円+ } \\ \binom{\text { 医療营の総額一 }}{267,00 円 1} \times 1 \% \end{gathered}$ | 44，400円 |
|  |  | 基礎控除後の総所得 210万円以下 | 57，600円 | 44，400円 |
| 住民税非課税世帯（※4） |  |  | 35，400円 | 24，600円 |

※ 1 所得の申告をしていない人も，上位所得者とみなされますので，必ず申告してく ださい。
※ 2 基礎控除後の総所得とは，国保被保険者それぞれの前年の所得から 33 万円（基礎控除）を引いた額を全て合算した額。
※ 3 過去 12 力月間に 1 世帯で高額療養費の支給が 4 回以上あった場合。
※ 4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。

## 12170歳以上75歳未満の人

|  | 区 分 | 列人果柆 | 外来 入留 <br> 世带野位 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 住民税 <br> 課税世帯 | 所現現役並みIII（住民税課税得行所得690万円以上） | $252,600 \text { 円+ }$ <br> （医療費の総額－842，000円）$\times 1 \%(※ 5)$ |  |
|  | 者並現役並みII（住民税課税 ※所得380万円以上） | $\begin{aligned} & 167,400 \text { 円+ } \\ & \text { (医療蛽の総額-558,000円) } \times 1 \%(※ 6) \end{aligned}$ |  |
|  | i 現役並み I（住民税課税 | 80，100円＋ <br> （医療費の総額 $-267,000 円) \times 1 \%(※ 7)$ |  |
|  | 一般（※2） | $\begin{aligned} & \text { 18,000円 } \\ & \text { (年間上限 } 144,000 円) \end{aligned}$ | 57,600 円（※7） |
| 住民税非 <br> 課税世帯 | 低所得II（※3） | 8，000円 | 24，600円 |
|  | －低所得 I（ $\sim 4$ ） |  | 15，000円 |

※ 1 同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者が いる人。ただし，70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が，複数で520万円未満，単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。 なお，万平成27年1月以降，新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち，同一世帯 の平成27年1月以歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が 210 万円以下 の場合は「一般」となります。
※ 2 現役並み所得者，低所得II•I以外の人
※3同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人 （低所得 I 以外の人）
※ 4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で，その世帯の各所得 が必要経費•控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき に0円となる人
※ 5 過去 12 力月間に 4 回以上の支給があった場合， 4 回目以降の自己負担限度額は 140，100円
※ 6過去12力月間に 4 回以上の支給があった場合， 4 回目以降の自己負担限度額は 93，000円
※ 7 過去 12 力月間に 4 回以上の支給があった場合， 4 回目以降の自己負担限度額は 44，400円

















 ，ロx





## 

 dixus


图国保医療課（3983－2962）

